

子育て世帯を応援します

県民共済

こども1型

月掛金 1,000円

●入院は1日目から保障

入院は事故・病気を問わず1日目
(日帰り入院を含む)から保障されます。

●ケガの通院も1日目から保障

ケガによる通院は1日目から最高
90日目まで保障します。

●お子様の過失による 第三者への損害賠償に

ご加入のお子様が出て
第三者に与えた損害にも
共済金をお支払いします。
ただし、賠償責任額のうち
1,000円は自己負担と
なります。



医療費助成制度等により医療費の自己負担
が発生しない場合も保障の対象になります。

ここでは制度の概要を記載しています。くわしい保障
内容はホームページもあわせてご覧ください。

お申し込みは 0歳～満17歳の健康なお子様

保障期間は 0歳～18歳 (18歳以降は同額掛金の
総合保障型へ継続)

入院	1日目から 360日目まで	1日当たり 5,000円
病	1日目から 360日目まで	1日当たり 5,000円
通院	1日目から 90日目まで	1日当たり 2,000円
がん診断		50万円
手術	(当組合の定める手術)	2万・5万・10万・20万
先進医療	(当組合の基準による)	1万円～150万円
後遺障害	交通事故	1級 300万～13級 12万
	不慮の事故 (交通事故をのぞく)	1級 200万～13級 8万
死亡・重度障害	交通事故	500万円
	不慮の事故 (交通事故をのぞく)	400万円
	病	200万円
	重度障害割増 (年金払い、最長で10回のお支払い)	1回につき 50万円
犯罪被害死亡	(ひき逃げ事故等) (重度障害を含む)	200万円
契約者の死亡	交通事故・不慮の事故 (重度障害を含む)	500万円
	病 (加入・変更後1年未満はのぞく)	50万円
	第三者への損害賠償 (1,000円は自己負担)	1事故につき 支払限度 100万円

掛金と保障額が2倍のこども2型もあります。

スマホで、かんたん申し込み!

ネットなら、翌日保障も選べます!

インターネット経由限定。
くわしくはホームページを
ご確認ください。



都道府県民共済グループ
沖縄県民共済

☎098(901)4333(代)

【営業時間】9:00～17:00

ホームページでもご案内しています

【定休日】土・日・祝日

沖縄県民共済

検索

共済取扱団体／沖縄県認可 沖縄県民共済生活協同組合 〒900-0015 那覇市久茂地2-8-1 JEI那覇ビル7F

共済元受団体／厚生労働省認可 全国生活協同組合連合会 <https://www.kyosai-cc.or.jp/>

名護市 子育て ガイドブック 2024



子どもの急病
チェック
シート

4

子育て支援
カレンダー

6

出産・子育て

8

名護市ガイド

26

障がいのある
お子さんの
ために

29

教育・保育
施設一覧

32

相談窓口

33

小・中学生に
なったら

34

ごあいさつ

名護市長 渡具知 武豊



名護市では、子どもを産み、育てる環境日本一を目指して未来を担う子どもたちのため、保育料、18歳までのこども医療費及び学校給食費の3つの無償化を行っているほか、様々な施策に取り組んでいます。

このガイドブックでは、妊娠・出産・子育てに関する情報や行政サービス、各種相談窓口について紹介しています。子育てに関わる多くの皆様にこの冊子をご覧いただき、お子様の成長に合わせてこのガイドブックを活用していただければと思います。

発刊にあたって

名護市 子育てガイドブック

令和6年10月発行

発行 名護市／株式会社サイネックス

**広告
販売**

株式会社サイネックス 沖縄支店
〒900-0014 沖縄県那覇市松尾1-19-27
TEL.098-863-6694

制作

株式会社サイネックス
〒543-0001
大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

※掲載している広告は、令和6年9月現在の情報です。

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

広 告

- 処方せん調剤
- LINE受付
- ドライブスルー受け取り



- 漢方健康相談
- アトピー
- 香腸症 など



- 母乳育児産後ケア
- 男女不妊相談



屋嘉比薬局

漢方相談・処方せん送信も
こちらから！
LINE公式アカウント



お気軽にお問い合わせください

☎0980-52-2053 FAX 0980-53-6545

〒905-0013 名護市城 2-1-28(名護十字路・名護市営市場向かい)

●営業時間…月・火・金曜日 9:00 ~ 13:00 / 14:00 ~ 17:30
水・土曜日 9:00 ~ 13:00

●定休日…木・日曜日・祝日 ●駐車場…当ビル裏手に専用駐車場あり



子どもの急病 チェックシート

4

子育て支援カレンダー

6

出産・子育て

8

- 妊娠・出産したら 8
- 子ども・子育て支援制度
（保育所・幼稚園） 13
- 認可保育所（園）にこどもを
預けたい 14
- 市立幼稚園への入園に関すること 15
- 市立幼稚園の預かり保育に
関すること 16
- 市立認定こども園の一時預かり保育
に関すること 16
- 私立幼稚園に関すること 16
- 病児保育事業 17
- 予防接種 18
- 児童手当について 19
- こども医療費助成制度 20

- 児童扶養手当について 21
- 母子及び父子家庭等
医療費助成制度 23
- ひとり親世帯の支援 23
- 名護市幼児ことばの教室 24
- 名護市ファミリー・サポート・
センター事業 25
- 子育て世帯訪問支援事業 25
- 低所得子育て家庭日常生活
支援事業 25

名護市ガイド

26

- おうちの危険箇所チェック 26
- 赤ちゃん家庭の防災 28
- 地域子育て支援センター 28
- 名護市児童センター 28

障がいのある お子さんのために

29

- 重度心身障害者（児） 29
- 障害児福祉手当 29
- 特別児童扶養手当 29
- 補装具（購入・修理）費の支給 29
- 軽度・中等度難聴児補聴器
購入費等助成 29
- 福祉タクシー利用助成 30

広 告



出生前診断や産後ケアが 受けられます

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
10:00~13:00	○	×	○	○	○	○	○
15:00~18:00	○	×	○	○	○	×	×

休診日 火曜日・土曜日・日曜日午後・祝日
名護市田井等 774



みちこ女性クリニック TEL.0980-43-8770

- 地域生活支援事業 30
- 障害福祉サービス 31

教育・保育施設一覧

32

相談窓口

33

- 名護市こども家庭センター 33
- 女性相談 33
- 名護市こどもサポーター 33

小・中学生になったら

34

- 放課後児童クラブ 34
- 名護市子どもの家事業 35
- 家庭教育支援事業 35
- コミュニティ・スクール 35

- 学校給食事業(給食費無償化) 35
- 小中学校の転校手続き 36
- 就学援助制度(要保護・準要保護) 36
- 特別支援教育就学奨励制度 37
- 小中一貫教育校 37
- 指定学校変更について 37
- あけみお学級 39
- 教育相談室 39
- 県外派遣補助事業 39
- 中学校を卒業した方へ 40
- 名護市育英会・給付型奨学金
について 40



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

— 広 告 —



**湧き出る
実力。**

名護高等学校附属 桜中学校
中高一貫 受験対策コース

～小・中・高生の基礎から受験まで進学・受験指導(中学受験・高校受験・大学受験)

夢は大きく、目標は高く！

高校生を応援します【**無料塾**】
沖縄県大学等進学促進事業

東進中学NET

東進衛星予備校 名護校

名護市大北 5-22-26 TEL.0980-43-9888



未来はここから始まる

夢も一緒に育てています。

琉大セミナー
RYUDAI SEMINAR

名護市宮里 5-15-15 TEL.0980-53-3274



合同会社 康

名護中央薬局

城 店 〒905-0013 沖縄県名護市城 2-10-14
TEL.0980-52-5550 FAX.0980-43-6999

大中店 〒905-0017 沖縄県名護市大中 5-4-47
TEL.0980-52-7550 FAX.0980-52-7558

億保小児科内科医院様隣りにも開業予定！

**LINE公式アカウント
友だち募集中**

- 処方せん・お薬手帳・マイナカード
保険証を送信できます。
- チャットによるお問い合わせができます。@732mcokr



ID検索はこちら
↓



子どもの 急病チェックシート



名護市の小児救急医療機関

[沖縄県立北部病院]

📍 名護市大中2-12-3

☎ 0980-52-2719

ひとつ以上あてはまる場合は、すぐに医療機関を受診してください。

熱が高い (38℃以上)



- ☑ 生後3カ月未満である。
- ☑ 泣いたり笑ったりせず、無表情で活気がない。
- ☑ 一日中ウトウトと寝たようにしている。
- ☑ 水分も取れず、おしっこも少ない。
- ☑ 顔色が悪く、呼吸が苦しそう。
- ☑ 吐き気、咳がある

! 医師に伝える・相談するポイント

- 本人の様子、いつから、体温

上の項目にあてはまらない場合は…

家庭でできる応急手当の方法

- 水分は少量ずつ十分に与えましょう。
- 気持ちよさそうなら、冷やしてあげましょう。(わきの下など)
- 着替えもこまめにしましょう。
- 熱があっても元気そうなら、解熱剤は使わないようにしましょう。

下痢をした、吐いた



- ☑ 生後3カ月未満で何回も吐く。
- ☑ 元気がなくウトウトしている。
- ☑ おしっこが少なく、くちびるや口の中が乾いている。
- ☑ 水様便が頻回にでる。便に血が混じる。
- ☑ おしっこの色が濃くにおいが強い

! 医師に伝える・相談するポイント

- 本人の様子、どんな便・吐物だったか (具体的に。色や状態、回数、量など)
- ※必要があれば、便などはオムツを持参

上の項目にあてはまらない場合は…

家庭でできる応急手当の方法

- 水分は少量ずつ十分に与えましょう。
- 下痢だけなら、便の様子を見ながら、少しずつ、水分や消化の良いものをあげます。
- 吐き気が強い間は、無理に飲ませようとしないで、しばらくは何も飲ませず、様子を見ます。
- 吐き気が落ち着いてきたら、水分を少しずつ飲ませましょう。まずはスプーン一杯からはじめて、様子を見て、徐々に増やします。

広 告

遊びを通して
たくましく豊かな
こころを育てます



社会福祉法人 嶺丘福祉会

いとし子保育園



名護市字為又 285-2

TEL.0980-52-3701

けいれん、ふるえ



- 生後6カ月未満である。
 - 何度も繰り返してけいれんする。
 - 生まれて初めてのけいれんである。
- ※けいれんが止まらないか、止まっても意識が戻らない場合は119番へ。

！ 医師に伝える・相談するポイント

- ▶ 本人の様子、いつ、どれくらいの時間(分秒)だったか、熱があるかないか(あれば、何℃か)

上の項目にあてはまらない場合は…

家庭でできる応急手当の方法

- 顔を横向けにして、衣類をゆるめます。
- 体をゆすったり、たたいたりしないようにしましょう。
- 口に割りばしや指を入れてはいけません。

誤飲 (何か飲み込んだ)



- 吐き気がある場合、吐いたもののがどに詰まらないように体を横向きにしてください。
- ビンやガラスの破片など、とがっているものは吐かさず病院を受診してください。
- 薬や薬品などは種類により対処法が異なります。下記の電話で対処法をおしえてくれます。

大阪中毒110番(365日 24時間対応)

☎ 072-727-2499 (情報提供:無料)

つくば中毒110番(365日 24時間対応)

☎ 029-852-9999 (情報提供:無料)

直径3.5cm位までの大きさのものは、乳幼児の口に入り誤飲する危険性があります。子どもの手の届かないところに片付けましょう。

せきやゼーゼー



- ゼーゼー・ヒューヒュー音がして苦しそう
- 呼吸が速く、苦しそう
- 肩で息をする、うなるような呼吸
- 元気がなく、眠りがちである
- 口のまわりやくちびろの色が悪い

！ 医師に伝える・相談するポイント

- ▶ いつから、発熱や鼻水などの症状は、せきの起きやすい時間、喘息の治療

上の項目にあてはまらない場合は…

家庭でできる応急手当の方法

- 水分は少量ずつ、こまめに、十分に与えましょう。
- 寝るとせきがひどくなるときは、横向きに寝かせてみましょう。
- たばこの煙はせきをひどくします。禁煙しましょう。
- 時々窓を開けて空気を入れ替えましょう。
- せきが激しいときは、蒸しタオルをかけておくなど、部屋を加湿しましょう。
- ぜんそくと診断されている場合、かかりつけ医とひどくなった時の対処方法を相談しておいてください。



いずれの場合も、症状が大きく変わったら#8000へ問い合わせたり、救急病院を受診してください。

広告

社会福祉法人 もとやま福祉会

うむさ 保育園	うむさ 保育園分園	名護さくら 保育園	そだちの環 保育園
名護市宇字茂佐 110-2	名護市官里 5-11-52	名護市官里 5-7-9	名護市大南 2-9-9
☎0980-53-0990	☎0980-52-0157	☎0980-53-2872	☎0980-59-6893



子育て支援カレンダー



子どもの健康
妊産婦の健康

妊娠	出産	生後～2か月	3か月～5か月	6か月～11か月	
親子(母子)健康手帳▶P8 妊産婦健康診査▶P8 出産応援給付金▶P8 助産施設入所措置制度▶P9 予防接種①▶P18	産後ケア事業▶P12 子育て世帯訪問支援事業▶P25	新生児聴覚検査 費用助成事業▶P11 すくすくベビー訪問▶P12	健康診査 (3か月～5か月)▶P10	健康診査(9か月～ 10か月)▶P10	

手続き、手当、助成など

国民年金(「産前産後期間」の免除制度)▶P9 出生届▶P10 子育て応援給付金▶P8 出産育児一時金▶P10 未熟児養育医療制度▶P11	児童手当▶P19 学校給食事業(給食費無償化)▶P35 こども医療費▶P20 児童扶養手当▶P21 母子及び父子家庭等医療費助成▶P23 ひとり親世帯の支援▶P23 医療費助成、特別障害者手当等、特別児童扶養手当▶P29 補装具(購入・修理)費の支給▶P29 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成▶P29 地域生活支援事業▶P30				
--	--	--	--	--	--



子育て
サービス

	児童センター▶P28 地域子育て支援センター▶P28	病児保育事業▶P17			
--	-------------------------------	------------	--	--	--

保育

	認可外保育施設の御案内▶P32				
--	-----------------	--	--	--	--

相談

こども家庭センター・女性相談▶P33 こどもサポーター▶P33					
------------------------------------	--	--	--	--	--

広告

儀保小児科内科医院

小児科・内科 院長 儀保 翼

受付時間	月	火	水	木	金	土
8:30～11:30	●	●	●	●	●	●
14:00～17:00	●	●	●	●	●	／

休診日／土曜午後・日曜日・祝日 ※不定休あり
名護市大西 2-4-32 TEL.0980-53-4833

[Instagram]

@GBOIN

社会福祉法人 前平福祉会

基本理念 子ども一人ひとりの五感を育て生きる力を育む

保育目標 1.たくましい子 2.心豊かな子 3.考える子

保育園の近くには、区グラウンドや森の滝があり、活動の場を

広げて伸び伸びと遊んでいます。

園前には、小動物(ニワトリ・ヤギ)を

飼育しており、エサやりや観察を

楽しめる環境をつくっています。

ぜひ、遊びに来て下さいね！

まってるよ～♪



名護市久田 829-1 ☎0980-53-0410



出産・子育て

妊娠・出産したら

★妊娠したら

(1) 妊娠届け・母子健康手帳交付

妊娠が分かったら、健康増進課窓口で「親子健康手帳(母子健康手帳)」をもらってください。

親子健康手帳は、母と子の健康管理に必要な検査や予防接種の結果を記録するものです。大切に保管してください。

(2) 妊産婦健康診査

健康な妊娠、出産のために名護市では、妊産婦健診14回(多胎妊娠の方は19回)、産婦健診2回(産後8週まで)公費負担を行っています。週数が決められている健診もあるため、早め・定期的な受診をしましょう。

従来の妊婦健康診査に加え、平成23年4月1日より新たにHTLV-1検査、クラミジア検査(2種)の公費負担が開始されています。

妊産婦健康診査受診票(助成券)は親子健康手帳と一緒に発行されます。受診時に医療機関へ提出してください。



詳しい内容につきましては、こちらをご覧ください→

★母子手帳アプリ(母子モ)

問 健康増進課 地域保健係 内線143

名護市で活用している子育て支援アプリです。(事前に氏名や住所の登録が必要です)

親子健康手帳交付やお子様の成長記録、予防接種管理、乳幼児健診などの予約などができます。

アプリストアから「母子手帳アプリ(母子モ)」をダウンロードしてご活用ください。

問 健康増進課 健康づくり係 内線155

妊娠・子育てのお悩みを解決するアプリです！



「母子モ(ボシモ)」で検索！

母子モ

検索



★出産・子育て応援給付金

問 健康増進課 健康づくり係 内線349

妊娠・出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、「出産・子育て応援給付金」を支給します。給付金の支給を受けるためには申請が必要です。

1. 対象者

(1) 出産応援給付金(妊娠時の給付5万円)

・令和4年4月1日以降に妊娠届を提出した妊婦の方

(妊娠届の提出が令和4年4月1日以降でない場合であっても、令和4年4月1日以降に出産した方は対象者に含まれます。)

・妊娠の届出時に名護市の面談を受けた方

(2) 子育て応援給付金(出産後の給付5万円)

※多胎児の場合は1人につき5万円

・令和4年4月1日以降に出生した乳児を養育する方(原則は乳児と同居する母または父)

・新生児訪問・乳児全戸訪問時で面談を受けた方(里帰り先で新生児訪問を受けた方も対象です)

※出産・子育て応援給付金の受給に関して対象者の所得制限はありません。

※他の自治体で出産・子育て応援給付金(現金やクーポンなど)を受給された方は対象外となります。

詳しくは名護市のホームページをご覧ください。

広 告



すだつ 保育園

子育て支援センター
すだっちクラブ
名護市大北 4-24-14
☎0980-54-2261

社会福祉法人
巢立福祉会



すだつ羽地 保育園

すだつ児童クラブ
名護市田井等 601-4
☎0980-58-1255



★「産前産後期間」の免除制度(国民年金)

問 市民課 窓口係 内線175

免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(産前産後期間)。多胎の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。※出産とは、妊娠85週日(4カ月)以上の出産を言います(死産・流産・早産された方を含みます)。

対象者

「国民年金第1号保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

届出時期

出産予定日の6カ月前から届け出できます。

手続きに必要なもの

【本人確認ができるもの】
マイナンバーカード又は運転免許証など
【出産前に申請される方】
親子(母子)健康手帳、出産予定日が確認できるもの

届出先

国民年金担当窓口

★「産前産後期間」の国民健康保険税減免制度

問 国民健康保険課 保険税係 内線274

免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(産前産後期間)。多胎の場合は出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の保険税(所得割及び均等割)が免除されます。※出産とは妊娠85日(4カ月)以上の出産を言います(死産・流産・人口妊娠中絶を含みます)。

対象者

出産する国民健康保険被保険者の方

届出時期

出産予定日の6カ月前から届け出できます。

手続きに必要なもの

【本人確認ができるもの】
マイナンバーカード又は運転免許証など
【出産予定日又は出産日が確認できるもの】
親子(母子)健康手帳など

★助産施設入所措置制度について

問 名護市こども家庭センター ☎53-6517

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由などにより入院助産を受けることができない妊産婦の方で、福祉事務所長が該当するものと認めた場合、指定の病院で入院助産を受けることができます。

(1)対象者

- ア 保健上必要のある方(異常分娩の恐れがある等)
- イ 生活保護世帯、非課税世帯(世帯全員が非課税)
- ウ 国民健康保険・社会保険等の健康保険加入者

※上記ア、イの条件を満たし、審査の結果、助産措置をすることが適当と認められたものについて入院助産を受けることができます。

(2)申請に必要な書類

- ア 所得課税証明書(妊産婦ご本人及び妊産婦と生計を一にする方、別世帯の方も含む)
- イ 住民票謄本(世帯全員分)
- ウ 親子(母子)健康手帳の「妊婦健康診査受診表」の写し、もしくは妊娠証明書書の写し
- エ 健康保険証
- オ 生活保護受給証明書(生活保護受給世帯のみ)
- カ 助産施設入所申込書
- キ 助産相談用チェックリスト
- ク マイナンバーカードまたは申請者本人の身分証明書(運転免許証、パスポート等)

(3)指定病院 県立北部病院等

(4)申請時期

出産予定日2カ月前までに申請手続きを完了する必要があります。

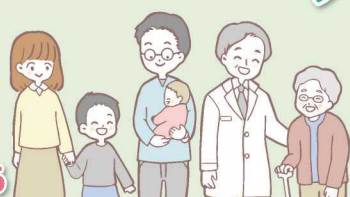
広 告

健康堂

薬局

名護市城 1-2-24
(中央外科・太兼久医院通り)

☎0980-52-2766



大北健康堂

薬局

名護市大北 3-1-63
(大北内科胃腸科クリニック隣)

☎0980-53-5845

✿ 出生届

問 市民課 戸籍係 内線172、179

届出期間

生まれた日から数えて14日以内

※14日目が休日のときはその翌平日まで

届出地

- 子の本籍地
- 子の出生地
- 届出人の所在地
のいずれかの市町村役場

届出人

父または母

届出に必要なもの

- 出生届書(届出人が自署したもの)
- 出生証明書(医師または助産師作成)
- 親子(母子)健康手帳

注意事項

命名は、常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナを使用してください。

✿ 出産育児一時金

問 国民健康保険課 内線156

出産された方の加入している健康保険組合などから、出産児1人につき※50万円(産科医療補償制度の対象でない場合は48万8千円)が支給されます。

詳しくは、ご加入の健康保険組合などにお問合せください。

※令和5年3月31日以前の出産の場合は42万円(産科医療保障制度の対象でない場合は40万8千円)

出産された方が名護市国民健康保険に加入の場合

医療機関で、直接支払制度を利用(同意書の記入)された方は、分娩費用等が国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金の額の範囲で直接支払われます。

分娩費用等が出産育児一時金の額に満たない場合、又は直接支払制度を利用しなかった場合は、支給申請が必要です。

妊娠12週以上で死産・流産をした方も対象になります。(医師の証明が必要です。)

【申請窓口/時間】

名護市役所国民健康保険課/土・日・祝日を除く 8時30分～17時15分

【必要なもの】

- 医療機関等からの領収書・明細書(分娩費用が分かるもの)
- 直接支払制度の利用の同意書(医療機関にて記入されたもの)
- 世帯主名義の通帳またはキャッシュカード
- 世帯主の印鑑(ゴム印不可)
- 窓口に来られる方のご本人確認書類(運転免許証など)、印鑑(ゴム印不可)

✿ お子さんの健康診査

問 健康増進課 健康づくり係 内線155

健康増進課では、乳児の前期・後期、1歳6か月児、3歳児の健康診査を行っています。

健康診査対象児(乳幼児)には1か月程前に通知書を送付いたします。

乳児一般健康診査(土曜日)

通知対象 1回目 3カ月～5カ月
2回目 9カ月～10カ月

1歳6カ月児健康診査(木曜日)

通知対象 1歳7カ月～8カ月児

3歳児健康診査(木曜日)

通知対象 3歳6カ月児

完全予約制になっていますので受診の際は、母子モアプリで予約をお取りください。

身体測定のほか、内科・歯科診察、尿検査や貧血検査、眼科屈折検査を行っています。

また、栄養士や心理士による相談もあります。

詳しい内容や日程につきましては、こちらをご覧ください→



2歳児歯科健診(個別)

お子さまの大切な乳歯を守るために2歳の時期に個別の医療機関にて歯科健診を行っています。

対象 2歳～2歳6か月未満

内容 歯科医院での診察、歯磨き指導。希望者にはフッ素塗布も行っています。

※2歳の誕生日を迎える前に対象児にはお知らせを送付します。

✿ 新生児聴覚検査費用助成事業

問 健康増進課 健康づくり係 内線349

名護市では令和6年4月1日から新生児聴覚検査費用を一部助成することになりました。

1.対象者

- ・令和6年4月1日以降に生まれた赤ちゃんがいる方
- ・新生児聴覚検査を実施した日時点で名護市に住民登録がある方

2.助成金額

- ・新生児聴覚検査(初回検査に限る)に要した費用 ※上限3000円

申請方法等の詳細については、名護市ホームページをご確認ください。

✿ 未熟児養育医療制度

問 健康増進課 健康づくり係 内線155

体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんで、入院が必要な場合にその費用の一部を公費で負担し、お子さんのすこやかな成長に少しでも役立つことを目的としています。

(1)対象者

市内に住所を有する未熟児で、指定療育医療機関の医師が養育のための入院の必要性を認めたもの。

(2)申請に必要な書類

- ①養育医療給付申請書
- ②養育医療意見書
- ③世帯調書・税額証明書及び同意書
- ④委任状
- ⑤前年の収入に関する証明書(世帯全員分)
※課税所得証明書
- ⑥お子さんの保険証の写し
- ⑦こども医療費助成金受給資格者証
- ⑧マイナンバーカードまたは通知カード(世帯全員分)

(3)申請時期

お子さんの入院中に行ってください。

詳細につきましてはこちらをご覧ください→



広 告



歯科・小児歯科・矯正歯科・訪問診療
インプラント・ホワイトニング
(自由診療 400,000 円程度) (自由診療 15,000 円程度)

ひで歯科クリニック



診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30~12:00	●	●	●	●	●	●
13:30~18:00	●	●	●	●	●	17:00迄



休診日/日曜・祝日
☎0980-52-1118
名護市伊差川514 (JAモーレ隣り)
<http://www.hidedental.com>

✿ すくすくベビー訪問について

問 健康増進課 地域保健係 内線386

名護市では平成20年度より「こんにちは赤ちゃん事業」を実施し、お子さまの健やかな成長をお手伝いしています。

事業の愛称を『すくすくベビー訪問』とよんでいます。

「こんにちは赤ちゃん事業」は、児童福祉法に基づき実施する事業で、育児等のさまざまな不安や相談に応じ、また、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。赤ちゃんが生まれた全ご家庭に、保健師・助産師が生後2～3カ月頃に訪問します。

✿ 産後ケア事業について

問 健康増進課 ☎53-1212(内線143)

出産後、授乳が上手くいかない、赤ちゃんのお世話の仕方がわからない、手伝ってくれる人がいなくて不安、お産と育児の疲れから体調がよくないなど、出産後、育児等の支援が必要な方を対象に産後ケア事業を実施しています。

利用できる方

- ・名護市に住所があり、出産後1年未満までの産婦さんと赤ちゃんで産後ケアを必要としている方
- ・母子ともに感染症状がなく、医療行為が必要のない方

内容

「宿泊型」、「通所型(6時間・3時間・1時間)」、「訪問型」の3つの種別があり、組み合わせてご利用できます。宿泊型、通所型は委託施設にて、訪問型はご自宅にて以下のサービスが受けられます。

- ・産後のからだと心のケア
 - ・母乳に関するケア
 - ・授乳などの育児手技についての相談・指導
 - ・休養に関する相談
 - ・赤ちゃんの発育および発達の確認
 - ・沐浴
- など

申請について

名護市役所健康増進課にて申請書等記入後、利用券をお渡しします。

※利用施設や料金等については、名護市役所ホームページをご確認ください。



子ども・子育て支援制度(保育所・幼稚園)

問 保育・幼稚園課 保育係 **内線122** 給付係 **内線109** 指導担当 **内線382**

平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、保育所(園)、幼稚園(新制度に移行していない幼稚園は除く)及び認定こども園を利用するために、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

利用する施設等と認定の種類

教育・保育認定の区分	対象児童	利用できる施設等	利用できる時間数(※4)
1号認定(教育)	3～5歳	幼稚園(※2) 認定こども園 (教育部分)	教育標準時間(1日4時間程度)
2号認定(保育)	3～5歳で保育の必要性あり (※1)	認可保育所(園) 認定こども園 (保育部分)	①保育標準時間(1日11時間以内) ②保育短時間(1日8時間以内)
3号認定(保育)	0～2歳で保育の必要性あり (※1)	地域型保育事業(※3)	

※1 保育の必要性は、次のページを参照してください。

※2 新制度に移行していない幼稚園は除きます。

※3 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業

※4 時間数の認定は保護者の保育の必要性に応じて名護市が決定します。

選考方法について

- ・認可保育所(園)、認定こども園(保育)、小規模保育事業
…保護者の保育の必要性の事由や世帯の状況によるポイント制となっており、ポイントが高い方を優先して案内します。
- ・公立幼稚園…入園選考はありません。
- ・公立幼稚園の預かり保育…「保育の必要性」がある者とし、定員を超える申込みがあった場合は、選考を行います。

保育料等の無償化について

名護市幼保助成事業により保育料等の無償化を実施しています。詳細はホームページを参照してください。

その他のことについて

幼稚園、保育施設等についての詳細な情報は、ホームページを参照してください。



広 告

整形外科・リハビリテーション科
リウマチ科・内科・小児科・皮フ科



うりずん診療所

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM8:00～11:00	○	○	/	○	○	/
PM2:00～5:00	○	○	/	○	○	/

■休診日・水曜・土曜・日曜・祝日

院長 比嘉良博

名護市為又69

☎(0980)54-6633

認可保育所(園)にこどもを預けたい

問 保育・幼稚園課 保育係 内線122、129

✿ 保育の必要性の認定申請及び保育所 入所申込案内

(1) 保育所(園)について

保育所(園)は、保護者の労働や疾病等の理由により児童を家庭で保育できないとき、一定の時間保護者にかわって保育する施設です。したがって、入所基準に該当しない場合は入所できません。

(2) 入所の申込受付について

受付場所 原則オンライン申請

(3) 保育所(園)へ入所できる基準について

入所の対象となるのは、生後6カ月から就学前の児童で、保護者が次の(1)～(11)のいずれかに該当し、児童を保育することができない(=保育が必要)と認められる場合です。

(1) 就労

月に64時間以上(目安は1日4時間以上かつ月16日以上)労働することを常態としていること

(2) 妊娠、出産

妊娠中であるか、又は出産日から起算して5カ月を経過する日の翌日が属する月の末日まで、新生児の兄・姉(申請児童)が、保育が必要であること

(3) 疾病、障がい

- ・医師の診断により治療に1カ月以上の期間を要し、申請児童の保育が必要であること
- ・心身障がいのため、申請児童の保育が必要であること

(4) 介護・看護

月に64時間以上、親族等を常時介護又は看護していること(入院している親族等のお見舞は含まない)

(5) 災害活動

震災、風水害、火災その他の災害を被災し、その復旧に当たっている間、申請児童の保育が必要であること

(6) 求職活動

求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること

(7) 就学

月に64時間以上、学校等の教育施設に在学、又は職業訓練校等での職業訓練等を受けていること

(8) 育児休業中の継続通所

父または母のどちらかが育児休業中であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子ども(兄または姉)が、既に保育施設等を利用しており、当該育児休業の間に保育施設等を引き続き利用することが必要であること。

(※在園児の継続利用を認めるための制度です。新規入所申込の事由には使えません。)

(9) みなし育児休業中の継続通所

0歳6カ月から2歳までの児童を家庭保育するため、当該児童以外の小学校就学前子ども(兄または姉)が、既に保育施設等を利用しており、当該家庭保育をする期間に保育施設等を引き続き利用することが必要であること。

(※在園児の継続利用を認めるための制度です。新規入所申込の事由には使えません。)

(10) 虐待・DV

児童への虐待のおそれ、配偶者からのDV等により家庭保育が困難と認められる場合

(11) その他

上記に類する状態にあり、申請児童の保育が必要であると認められる場合

(4) 提出書類について

(1)「保育施設等利用申込書」及び「名護市(教育・保育、施設等利用)給付認定申請書兼現況届出書」

(2) 保育施設等の利用に関する確認票

(3) マイナンバー届出書

(4) 保護者の保育を必要とする証明書類

(5) その他、以下の状況に該当する方が必要な書類

- ・生活保護を受けている世帯
- ・中国残留邦人等の支援給付を受けている世帯
- ・里親
- ・ひとり親世帯
- ・事実婚
- ・在宅障がい児(者)がいる世帯
- ・転入予定、または保護者・申請児童の兄弟姉妹のいずれかが市外に住所を有する場合
- ・保護者のいずれかが国外などで収入があった場合
- ・申請児童の兄弟姉妹が特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援または医療型児童発達支援、市外の幼稚園を利用している場合
- ・18歳以上60歳未満の同居人がいる場合

- ・特別支援保育を希望する、または定期的に医療機関や専門施設に通っている。

※オンライン申請では提出書類(1)～(3)は申請画面にて直接入力、(4)(5)はデータ添付による提出となります。

※詳細については、名護市役所ホームページをご確認ください。

市立幼稚園への入園に関すること

問 保育・幼稚園課 指導担当 内線382
保育係 内線122

名護市の公立幼稚園は12園あります。(令和6年4月1日現在)

※申込み状況により、休園となる園があります。

入園対象

(1) 名護市に居住する者

(2) 満5歳児

※大北幼稚園は3歳児・4歳児も受け入れ、安和・東江幼稚園は4歳児も混合保育で受入れ。

入園受付

(1) 教育部分(1号認定)のみの利用申請は原則オンライン申請

(2) 教育部分+預かり保育の利用申請は保育・幼稚園課窓口(紙媒体申請)

必要書類

(1) 公立幼稚園・公立認定こども園(1号)利用申込書

(2) 公立幼稚園預かり保育申込書

(3) 名護市(教育・保育・施設等利用)給付認定申請書兼現況届出書

(4) マイナンバー届出書

(5) 幼児生活調査票

(6) 就園時健康診断票

※かかりつけ医にて診断書を持参の上、受診してください。

※専門医に掛かっている幼児は、専門医による診断書を提出してください。

(7) その他

世帯状況を証明する書類や市民税課税額の確認ができる書類を提出していただく必要があります。

※オンライン申請では提出書類(1)(3)(4)は申請画面にて直接入力となります。

保育時間

月～金 午前8時～午後2時

※土日・祝日・慰霊の日は休園、他に夏季休業・冬季休業・春季休業等があります。

※各幼稚園へのお問い合わせは、保育時間終了後の午後2時30分～午後4時30分の間にお願いします。

※4月利用開始日は、入園式の翌日からとなります。

給食

全園で実施しています。

月1回のお弁当会があります。

給食費は名護市学校給食事業により無料となります。

なお、アレルギー除去食には対応していません。

市立幼稚園(利用者負担額)

市立幼稚園に通う園児の利用者負担額は令和元年10月1日より、世帯の収入に関わらず0円となります。

※利用者負担額は発生しませんが、階層を決定する必要があるため、収入の確認を行う必要があります。課税情報に係る書類等を提出して頂くことがあります。

諸会費

教材材料費・絵本代として、月額1,500円程度の諸会費を徴収します。

広告

辺土名薬局

薬剤師 金城 剛

鼻炎・皮フ病・漢方薬

名護市宮里 1-21-11

TEL.0980-52-1018

北部皮フ科 クリニック

日本皮膚科学会認定 皮膚科専門医 宮城 恒雄

受付時間 午前8:00～12:00
午後2:00～5:30
(土曜日5:00まで)

休診日 日・木・祝日

名護市大北3-9-7

県営大北団地近< 854-4912

https://hokuhifu.com/

市立幼稚園の預かり保育に関すること

問 保育・幼稚園課 指導担当 内線382

預かり保育は名護、屋部、大北幼稚園の3園で実施しています。

利用対象者

- (1) 預かり保育実施園の在園児
(2) 保育の必要性(例: 保護者の就労等)がある者
※「保育の必要性」は保育施設等の入所できる基準と同一となっております。

利用時間

月～金 午後2時～午後6時
※土日・祝日・慰霊の日・年末年始は預かり保育は実施していません。

※夏季休業・冬季休業・春季休業については預かり保育を実施していません。給食の提供はありません。

※預かり保育の利用開始日は入園式の翌日からとなっております。

預かり保育料

日額: 400円
※施設等利用給付認定を受ければ無料となります。

市立認定こども園の一時預かり保育に関すること

問 保育・幼稚園課 指導担当 内線382

一時預かり保育は、保育所等を利用していない家庭において、突発的な入院や事故など「緊急」に保育が困難な場合、又は保護者のリフレッシュ等のために一時的に市立こども園にて児童を保育します。

利用対象者

名護市に居住する生後6カ月から小学校就学前の児童

利用受付

緑風こども園にて事前面談、利用希望日の調整をします。

緑風こども園 ☎0980-55-8476

電話受付時間: 午後1時～午後3時

必要書類

(1) 利用申込書、(2) 健康診断書、(3) 児童調査票
※申請理由などによって別途必要書類があります。

利用時間

月～金(祝日を除く) 午前8時30分～午後6時

一時預かり保育料(昼食等含む1日利用料金)

3歳未満 1,900円

3歳以上 1,600円

※午前のみ、午後をみの利用料金は別途設定しています。

※施設等利用給付認定を受けていれば、利用料の一部を払い戻します。

私立幼稚園に関すること

問 保育・幼稚園課 指導担当 内線382

名護市内には、私立幼稚園が1ヶ所あります。

入園の申込や保育料などに関することは、うみのほし幼稚園へ直接お問い合わせください。

- ・うみのほし幼稚園

名護市大中二丁目3番30号 ☎0980-52-1661

国の幼児教育・保育無償化について

私立幼稚園に通っており、無償化を希望する場合は、施設等利用給付認定を受ける必要があります。また、預かり保育についても対象となりますが、「保育の必要性の確認」が必要となります。

市外の私立幼稚園に通っている園児についても無償化の認定の対象となります。詳しくは給付係までお問い合わせください。(内線109)

※無償化となる保育料には上限があります。

お子さんが体調不良のとき、保育園等へ預けることができず、お仕事も休めないときなどに一時的に預かる事業です。

(1)実施施設 名護療育医療センター 病児保育ばんび 名護市宇茂佐1765番地
☎0980-52-1675
育ちのクリニック 病児保育ばんび2 名護市大東2-23-30
☎0980-53-3366

(2)対象児童 名護市に住所を有する生後6カ月から小学校3年生までの子

(3)利用までの流れ

ステップ1 ご利用の前に「登録申請」を行う

保育・幼稚園課に事前登録してください。毎年9月に登録更新手続きが必要です。

＜登録の際に必要な情報＞出生時と現在の生育状況、予防接種状況など

ステップ2 利用したいとき

預けたい日の前日または当日に実施施設へ連絡してください。

利用当日、実施施設の受付にて「病児保育」を利用したいと申し出て、受付にて「入室申込書」を記入し、提出してください。

初回は実施施設外来にて医師の診察を受け、医師の許可が下りてからお預かりとなります。

利用時間：初回利用…外来受診後～午後6時30分(外来受付午前8時45分～)

継続利用…午前7時30分～午後6時30分(土曜日は午後5時まで)

(4)利用者負担額(児童1人に対する1日あたりの利用料)

	利用者世帯区分	利用料
1	生活保護世帯又は市民税非課税世帯	0円
2		0円以上97,000円未満
3	市民税所得割	97,000円以上169,000円未満
4	課税世帯	169,000円以上301,000円未満
5		301,000円以上
		2,000円

※左記利用料の他に別途下記費用がかかります。

- ・食費 400円(おやつ1回分を含む)
- ※ただし、持参する場合は不要です。

※詳細については、名護市役所ホームページでご確認ください。



名護市HP



個別接種できる医療機関一覧(名護市内)

令和6年4月1日時点

医療機関名	電話番号 (0980)	住 所	ロ タ リ ッ ク ス	ロ タ テ ッ ク	B 型 肝 炎	小 児 用 肺 炎 球 菌	五 種 混 合	四 種 混 合	ヒ ブ フ ク チ ン	B C G	M R	水 痘	日 本 脳 炎	D T	ヒ ト バ レ ロ マ (子 宮 頸 がん)	三 種 混 合	不 活 化 ボ リ オ
あき内科クリニック	45-0088	宇茂佐 919-7	×	×	×	×	×	×	×	×	2 期 の み	×	9 歳 以 上	○	×	×	×
新垣耳鼻咽喉科	53-5586	宮里 453-7	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×
うりずん診療所	54-6633	為又69	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
運天産婦人科医院	53-0131	大中 3-1-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
おおにし医院	43-0200	城 2-10-16	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×
大宮医院	53-4116	宮里 3-1-20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
かじまやリゾート クリニック	51-1197	宮里 518-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
儀保小児科・ 内科医院	53-4833	大西 2-4-32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
久志診療所	55-8886	字三原 64-7	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×
クリニック和睦	43-0418	大東 1-15-6	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×
育ちのクリニック	53-3366	大東 2-23-30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
名護療育 医療センター (△入所者のみ接種可)	52-0957	宇茂佐 1765	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×
屋我地診療所	52-8887	字饒平名 460-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
やんばる協同 クリニック	52-1001	大北 5-3-2	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×
ゆうクリニック	54-8010	宇茂佐の森 1-1-5	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×
美ら海ハシイ 産婦人科	54-4188	大北 5-3-4	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
県立北部病院 (小児は通院者のみ接種可能)	52-2719	大中 2-12-3	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注意

- ・ 予防接種を受ける日に、名護市に住所がある方のみ対象となります。
- ・ 予防接種については、原則として保護者の同伴が必要です。
- ・ 転出された方につきましては、転出先の市町村でご相談ください。
- ・ 予防接種委託医療機関以外で接種すると全額自己負担となる場合があります。

児童手当について

【子育て支援課 内線110】

(1) 支給対象となる児童

0歳から高校生年代で国内に居住している児童(高校生年代とは、18歳になった後、最初の3月31日までの間にある児童)

(2) 支給要件

- ・名護市に住所があり、支給対象となる児童を監護し、かつ生計を同じくする父母等
 - ・父母等がともに児童を養育している場合には、父母等のうち、いずれかその児童の生計維持する程度が高い方(家計の主宰者)が受給者となります。
 - ・里親や児童養護施設等に入所している児童については、里親、施設の設置者が受給者
 - ・未成年後見人
 - ・父母指定者(父母等が海外にいる場合のみ)で父母から児童の養育を任せられ、父母から指定を受けている者。
 - ・両親のいずれかが児童と別居している場合は、以下のとおりの取扱いとなります。
 - ・単身赴任している場合
 - …主に所得が高い方へ支給
 - ・離婚協議中の別居の場合
 - …児童と同居している方へ支給(ただし、離婚協議中を証明する書類の提出が必要となります)
- 公務員の方は、勤務先で児童手当の申請を行ってください。(独立行政法人等は除く)

(3) 支給金額(児童一人あたりの月額)

年齢等の区分	支給月額
0歳～3歳未満(第1子・第2子)	15,000円
0歳～3歳未満(第3子以降)	30,000円
3歳～高校生年代(第1子・第2子)	10,000円
3歳～高校生年代(第3子以降)	30,000円

支給時期

年6回、(偶数月)の10日(10日が土、日、祝日の場合は直前の平日)それぞれ、支給月の前月分までの2か月分を指定された受給者名義の口座へ振り込みます。
※個別に支払通知の発送は行いませんので、必ず通帳の記帳を行うことで確認をお願いします。

(4) 申請手続きについて

出生や転入等で新たに受給資格が生じた場合

「認定請求書」の申請が必要となります。
出生や転入から15日以内にお手続きをしてください。

児童手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

添付書類

- ・申請者の健康保険証の写し
- ・申請者名義の普通預金通帳(振込希望口座)の写し
- ・マイナンバー(個人番号)の分かる書類
- ・養育する児童が市外にいる場合は、別居監護申立書及び児童のいる世帯全員の住民票謄本
- ・所得・課税証明書

(5) 現況届

児童手当を受けている方の6月1日における状況を確認し引き続き児童手当をうける資格があるか確認を行います。

対象者へは、6月中旬頃までに通知を行います。

広告

〒905-0017 沖縄県名護市大中3丁目1番5号

運天産婦人科医院 TEL.(0980)53-0131

休診日
木曜日・日曜日・祝日

～小児科・内科の診療も行っています～

診療内容	月	火	水	木	金	土
婦人科一般 - 妊娠確認 - 妊婦健診(20週頃まで要相談) →例)里帰り出産予定者または希望者 - 子宮がん検診 - 避妊法 - 人工妊娠中絶 - 更年期相談、心のケア - 不妊相談 - 性感染症 など	小児科一般 New!! - 乳幼児健診 など - 思春期相談	予防接種 New!! 乳幼児・学童、成人の予防接種	漢方相談 New!!	セカンドオピニオン	病気の予防・健康管理のアドバイス	
内科一般 New!! - 高血圧症 - 脂質異常症 - 感染症 - 気管支喘息 - 糖尿病 - 特定健診 など						

(6) 児童手当からの保育料の徴収について

滞納分の保育料がある場合、児童手当から徴収することができるようになりました。

- ① 申出徴収…児童手当受給者からの申出により、滞納分の保育料を児童手当から徴収を行う。
- ② 特別徴収…児童手当受給者の申出によらずに、滞納分の保育料を児童手当から徴収を行う。

(7) その他お手続きについて

次の事由に該当する場合もお手続きが必要です。事由発生日から15日以内に、お手続きしていただきますよう、お願いいたします。

- ・受給者や配偶者、児童の住所・氏名が変わったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき
- ・一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- ・離婚協議中の受給者が離婚したとき
- ・児童の養育状況が変わったとき

こども医療費助成制度

問 子育て支援課 子育て支援係 内線110

市では、高校卒業までのお子さんが病気やけがで病院へ行ったときにかかった医療費（歯科治療分を含む）や、病院等で処方箋をもらって薬局でお薬をもらったお薬代などを助成しています。

助成対象者…下記こどもの保護者

- ・名護市の住民基本台帳に記録された者
- ・健康保険に加入していること
- ＊生活保護、重度心身障がい者（児）、母子及び父子家庭等医療費助成制度の適用を受けている方は助成対象者とはなりません。

助成期間

- ・通院・入院…0歳から18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで（高校卒業まで）
- ・転入・転出の場合
転入…転入した日から助成します
転出…転出日の前日まで助成します

助成できる医療費

保険診療による自己負担金分

助成対象外となる医療費

検診、予防接種、診断書、薬の容器代、選定療養費（※1）、入院時の食事代、学校や部活動・保育園等でのけがをした場合など

※1 紹介状を持参せずに地域医療支援病院で受診した際に診療費とは別に徴収される費用

(1) 受給資格者証の交付（手続きに必要なもの）

- ・対象のお子さんの名前が記載されている健康保険証
- ・保護者名義の普通預金通帳又はキャッシュカード

＊受給資格者証交付を受けていない方は、医療費助成を受けることはできません。

下記の内容に変更が生じた場合は変更届の提出が必要となります。

- ① 保険証（例：医療保険の変更、被保険者の変更等）
- ② 氏名 ③ 住所（市内転居のみ） ④ 口座情報

＊QRコードを読み取り、オンラインで変更届が提出できます。

内容変更完了後、新しい受給者証を郵送いたします



(2) 助成方法

- ・医療機関が現物給付方式の場合は、窓口での支払いはありません。
- ＊入院には限度額適用認定証が必要です。（認定証の発行は、保険証の発行機関へお問い合わせください。）
- ・医療機関が自動償還方式（窓口での支払いあり）の場合は、助成金を翌月末に保護者名義の口座へ振り込みます。
- ・現物・自動償還方式を導入していない医療機関で受診した場合や、受給資格者証を医療機関窓口で提示しなかった場合は、これまでと同じ償還払いにて窓口申請後翌月末に保護者名義の口座へ振り込みます。

(3) 支給申請受付期間

受診の翌月～2年以内です。2年を過ぎた領収書は受付できません。

(4) 高額療養費について

入院などで「限度額適用認定証」を提示した場合でも、世帯で複数の方が同じ月に病気やケガをして医療機関で受診したり、一つの医療機関で入院と外来で受診したりした場合は、自己負担額は世帯で合算することができ、その合算した額が自己負担額を超えた場合は「高額療養費」に該当します。

その場合、自己負担限度額を超えた額について、ご加入の健康保険組合より払い戻しを受け、その払戻金を名護市に返還していただく手続きとなっておりますのでご了承ください。

(5) 学校、保育園等でケガをした場合

学校・保育園等でのケガや、通学(園)中のケガ、部活動中のケガ等をした場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度より保護者に給付金(災害給付)が支給されます。

その場合は、医療機関窓口では受給資格者証を提示せず医療費をお支払いください。給付金の手続等については学校・保育園等にお問い合わせください。

(6) こども医療以外の医療助成を受ける場合

下記の医療費助成を受ける場合は**喪失手続**及び、**受給者証の返却**が必要となる場合があります。受給の際にはご相談ください。

- ①生活保護 ②母子父子家庭等医療費助成
- ③重度心身障害者(児)医療費助成
- ④その他の制度・法令等により一部負担金に相当する金額の給付を受ける場合

児童扶養手当について

問 子育て支援課 子育て支援係 内線108

児童扶養手当とは、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

受給資格者

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(心身に一定の障害があるときは20歳未満)の間にある児童を監護している父や母、父や母に代わってその児童を養育している方。

- (1) 父母が離婚した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父又は母が裁判所からのDV保護命令をうけた児童
- (7) 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで出産した児童
- (9) 父母とも不明である児童(遺棄など)

上記に該当していても、手当を受けることができない場合があります。

手続きに必要な書類につきましては申請前に窓口にご相談ください。

手当の支払い

手当では、申請書類を審査後、認定されると請求した月の翌月分から支給されます。

支払いは、年6回で各支払期に前月分までの手当が受給者の指定した金融機関の口座に振り込まれます。

支給日	支給対象月	備 考
1月11日	前年の 11月・12月分 (2カ月分)	支給日が土・日・祝日の場合は直前の金融機関営業日 2カ月に1回の年6回 奇数月払いとなります
3月11日	1月・2月分 (2カ月分)	
5月11日	3月・4月分 (2カ月分)	
7月11日	5月・6月分 (2カ月分)	
9月11日	7月・8月分 (2カ月分)	
11月11日	9月・10月分 (2カ月分)	

振り込み通知は行っておりません。

手当の額

(令和6年11月現在)

区 分	全部支給の場合	一部支給の場合
児童 1人のとき	月額 45,500円	月額45,490円～ 10,740円 (所得に応じて10円 きざみ)
児童 2人以上の とき	上記に 10,750円 加算	月額10,740円～ 5,380円 所得に応じて10円 きざみの額を加算

所得制限

受給資格者及び同住所の扶養義務者等の前年の所得が、下記の限度額以上である場合は、その年度(11月から翌年10月まで)は、手当の全部又は一部が支給停止されます。

(令和6年11月現在)

扶養親族等の数	受給資格者		扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
4人	2,210,000円	3,600,000円	3,880,000円
5人	2,590,000円	3,980,000円	4,260,000円

※世帯の状況に応じて上記の表の所得制限限度額に加算が生じる場合があります。

手当を受けている方の手続き

<現況届>

手当を受けている方は、毎年1回、現況届を提出することが義務づけられています。

毎年8月1日から8月31日までに必要書類を添付の上、提出してください。

期限を過ぎて提出しますと手当の支払いが遅れる場合があります。

2年間この届を提出しないと資格喪失となりますので、忘れずに手続きをしてください。

<一部支給停止適用除外事由届>

下記の①②のうちいずれか早い方を経過したときは、手当の一部支給停止(半額)の対象となります。

①支給開始月の初日から起算して5年

②手当の支給要件に該当する月の属する日の初日から起算して7年

※認定請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年

この場合、下記のいずれかの事由に該当する方は児童扶養手当一部支給停止適用除外届及び必要書類を提出していただくことにより、それまでどおりの手当額が受給できます。

- (1) 就業している場合
- (2) 求職活動等の自立を図るための活動をしている場合
- (3) 身体上又は精神上の障害がある場合
- (4) 負傷又は疾病等により就業することが困難である場合
- (5) あなたが監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等であり、あなたが介護する必要があるため、就業することが困難である場合



母子及び父子家庭等医療費助成制度**問 子育て支援課 子育て支援係 内線108**

母子家庭や父子家庭などに対して、医療費の一部を助成する制度です。

医療費助成を受給するためには、事前の申請が必要となります。

(1)対象者

※名護市に住所があり医療保険に加入している者で、次の者が対象者となります。

- ア 母子家庭の母及び児童
- イ 父子家庭の父及び児童
- ウ 養育者及び養育者が養育する児童

(2)対象外の者

- ア 生活保護を受けている者
- イ 重度心身障害者医療費助成事業の対象となる者
- ウ こども医療費助成事業の対象となる者

(3)対象児童

18歳に達した日以後の最初の3月末までの間にある児童。

(4)所得制限

児童扶養手当所得制限(一部支給)に準じて、所得制限をもうけております。

申請者と、申請者の配偶者及び生計を同じくする扶養義務者の所得が所得制限限度額以上であるとき対象になりません。

(5)助成される医療費

各医療保険に係る自己負担分(病院で支払った分)から、一部負担金を控除した額が対象となります。

(6)一部負担金(対象者が負担する金額)

通院 一月一診療機関につき、1,000円

(7)助成金の申請方法

病院で(自動償還払い)

受診後自己負担金を支払って受給者証を提示し、「領収書」の交付を受ける。

名護市役所子育て支援課窓口で

領収書を窓口へ提出し、申請書に記入。

申請に必要なもの

(ア)領収書 (イ)保険証 (ウ)受給者証
※助成金の申請は、受診の翌月から1年以内です。
1年を過ぎた領収書は受け付けできません。

※ただし、高額療養費の適用分については、受診の翌月から起算して2年以内になります。

高額療養費に該当した方は、高額療養費申請後、各保険者より高額決定通知書が送付されますので、通知書を持参して窓口で手続きしてください。

(8)支給日

申請日の翌月29日(その日が土日祝日の場合は繰り上げ)

ひとり親世帯の支援**問 子育て支援課 子育て支援係 内線108****✿母子家庭等高等職業訓練促進給付金**

母子家庭の母及び父子家庭の父が経済的自立効果の高い職業に結びつく資格を取得するため、養成機関にて一定の修業が必要な場合、修業期間における生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的として支給します。

対象資格

- (1)看護師(准看護師含む)
- (2)介護福祉士
- (3)保育士
- (4)理学療法士
- (5)作業療法士
- (6)その他、市長が認める資格

対象者

下記のすべてについて該当している方

- (1)名護市に住所があり、在住している
- (2)児童扶養手当を受けている又は同様の所得水準にある
- (3)仕事又は育児と修業の両立が困難である
- (4)養成機関のカリキュラムが1年以上であり、対象資格の取得が見込まれる
- (5)過去に本事業による給付を受けたことがない

支給額

国の基準に準じます。

申請方法

高等職業訓練促進給付金事業を受けようとする場合には、必ず事前相談が必要です。申請前に窓口にてご相談ください。(申請者が多数いる場合は選考となります。)

✿母子家庭等自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に必要な技能・資格を身に付けるために受講した教育訓練講座の受講費用の一部を支給することにより、母子家庭等の自立を支援します。

対象者

下記のすべてについて、給付金の決定を受けるまで引き続き該当している方

- (1)名護市に住所があり、在住している
- (2)児童扶養手当を受けている又は同様の所得水準にある

- (3)教育訓練終了後、取得した技能や資格をいかした就職を予定しており、教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる
(4)過去に母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を受けていない

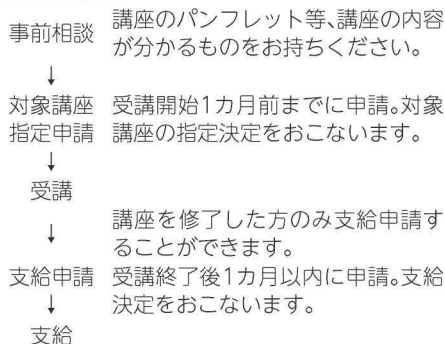
対象講座

雇用保険法による教育訓練給付制度の指定教育訓練講座

支給額

国の基準に準じます。

手続き方法



母子・父子・寡婦福祉資金貸付

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立を図ることを目的として必要な資金の貸し付けを行っています。

資金貸付の申請があると、調査を行い、審査会にて貸付を行うことが適切であるか判断します。

貸付の種類により条件が異なりますので、窓口での事前相談が必要となります。

(1)貸付の種類

- | | |
|---------|---------|
| ①事業開始資金 | ②事業継続資金 |
| ③修学資金 | ④技能習得資金 |
| ⑤修業資金 | ⑥就職支度資金 |
| ⑦医療介護資金 | ⑧生活資金 |
| ⑨住宅資金 | ⑩転宅資金 |
| ⑪就学支度資金 | ⑫結婚資金 |

(2)対象者

母子家庭の母、父子家庭の父、配偶者のない女性で20歳未満の児童を扶養している方、その児童

ひとり親家庭等日常生活支援事業

問 子育て支援課 子育て支援係 ☎0980-53-1212(内線108)

ひとり親家庭等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要となった場合に、登録されたヘルパー(支援員)を派遣し、居宅等において児童の世話等を行う事業です。

なお、本事業を利用希望される方は、事前に登録が必要です。上記窓口にて「ひとり親家庭等日常生活支援事業」の申請を行ってください。

名護市幼児ことばの教室

問 名護市港2-1-1
名護市社会福祉協議会内
名護市幼児ことばの教室 ☎53-3942

ことばの発達に遅れをもつ幼児とその保護者を対象に、言葉を育てる立場から適切な指導と援助を行い、早期療育を図るために実施しています。運営主体は名護市社会福祉協議会が名護市の委託を受け実施しています。

(1)対象児

市内に居住し、かつ、集団指導及び個別指導が可能であると判断されるおおむね3歳から6歳までの未就学児。

(2)利用の流れ

名護市幼児ことばの教室に電話にて申込み後、相談(面接)を実施し通園の要否を決定します。通園が必要と判断された場合は指導開始となります。(原則として親子通園)

名護市ファミリー・サポート・センター事業

☎ 一般社団法人TAKE-OFF ☎0980-43-7540

- (1)所在地:名護市大中3-9-1 官公労2階
- (2)入会に伴う会費等はありません。
- (3)利用時間:午前9時から午後5時30分(土日祝日はお休み)



★報酬の基準(一人あたり1時間・2人目以降は半額)

曜 日	活動時間帯	報酬額
月曜日～金曜日	午前7時～午後7時	600円
宿泊	午後10時～午前7時	500円
	午後7時～午後10時 土・日・祝祭日・年末年始	700円

- ・食事やシャワー代は別途料金が必要になります。サポーターの交通費は1kmにつき20円で換算します。
- ・慰霊の日(6/23)及び年末年始(12/29～1/3)は祝日扱いになります。
- ・サポーター宅以外で、預かりのお願いをする場合はサポーターが自宅を出て帰るまでがサポート時間になります。
- ・キャンセル料金の設定もあります。その他、詳細につきましては、登録時に説明いたします。

子育て世帯訪問支援事業

☎ 名護市こども家庭センター ☎53-6517

家事や子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行います。

支援の内容

家事(代行)に関する支援、乳幼児の保育(児童の見守りや沐浴等の介助)に関する支援、地域資源の情報提供に関する支援

支援の対象者

利用にはいくつかの条件があります。希望される方はこども家庭センターへお問い合わせください。

低所得子育て家庭日常生活支援事業

☎ 名護市こども家庭センター ☎53-6517

低所得の子育て家庭が、就労や疾病、生活環境の変化により、一時的に生活援助や子育て支援を必要としている場合に、支援員を派遣して生活援助(家事等)やその他子育て支援を行います。

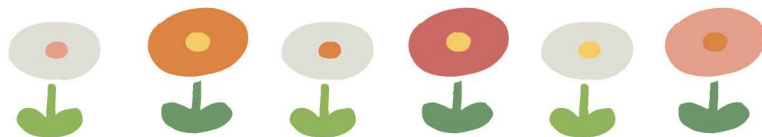
支援の対象者

要保護児童、要支援児童、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、ヤングケアラー等

支援の対象者

利用にはいくつかの条件があります。希望される方はこども家庭センターへお問い合わせください。

出産・子育て



うちの危険箇所チェック

うちの中には、子どもの興味を引く「危険」がたくさんあります。
あてはまる場所や物の位置をしっかり確認して、事故対策を家族
で考えておきましょう。

子どもの目線で
見ると危険が
いっぱい！

ベランダ

踏み台があると登って転落の危険
ベランダの柵の幅は大丈夫？

キッチン

刃物でのけが、熱い鍋などでのやけど
2歳くらいになると背伸びすれば届くので注意

階段

転倒・転落

電気ケトル

転倒時の湯漏れによるやけど
湯気をさわったやけど
コードをひっぱる・かじる

ビニール袋

窒息の危険、誤飲

アイロン

やけど
コードをひっぱる・かじる

テーブル・イス

テーブルクロスを引っ張って
上の物の落下によるけが
イスからの転落

おもちゃ

誤飲
小さなおもちゃは
誤飲の可能性が
あり危険！

防水工事

塗装工事

屋根瓦工事

ひび割れ補修工事

コンクリート補修工事

安心と笑顔のために
大切なお家、お店を美しく守りたい！

トキエ 翔福防水装美

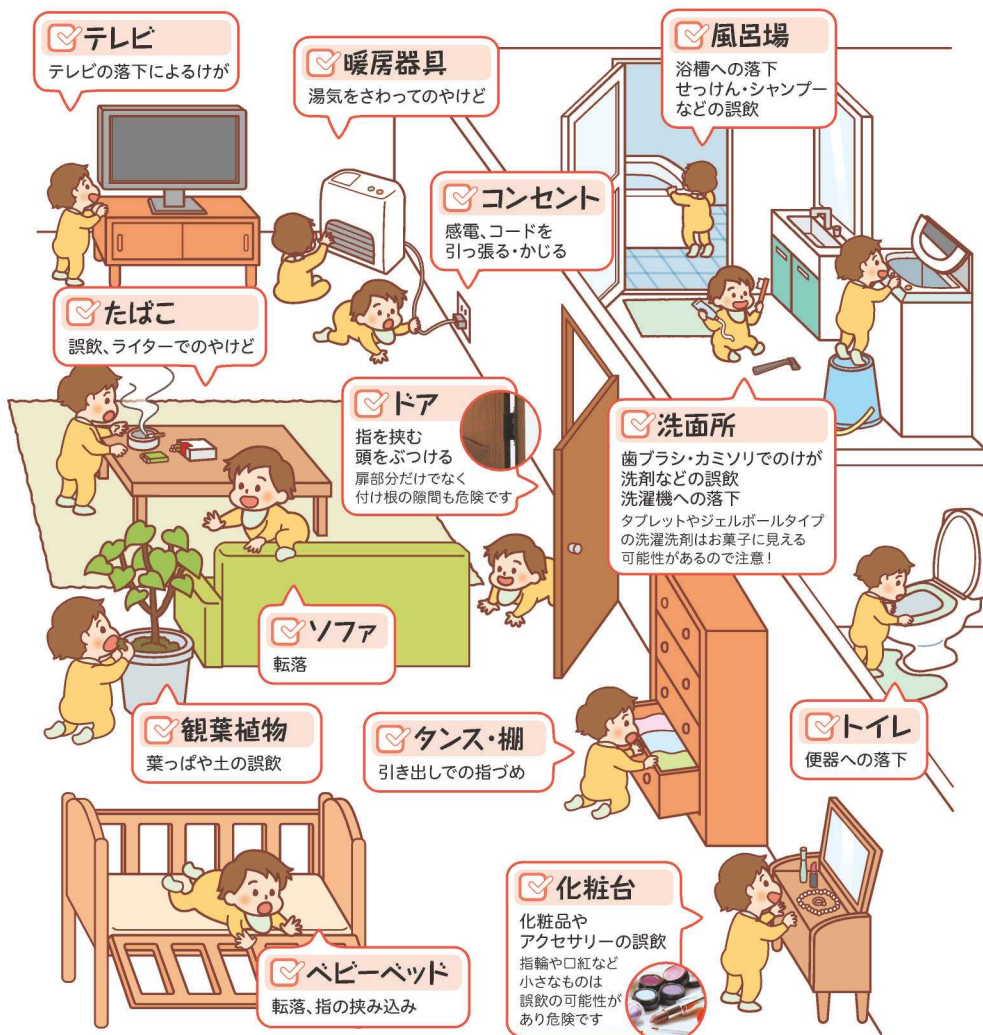
一級防水業・一級塗装業

〒905-0005 名護市字為又 94 番地 沖縄県知事許可(般)第12435号

TEL&FAX **0980-52-3105**



当社イメージキャラクター
防水ボスくん



広 告



小規模保育事業所
明星保育園
名護市屋部 468-47
☎0980-52-6100



子どもたちが
最高の笑顔に
なれる場所



企業主導型保育施設
豊明保育園
名護市屋部 468-49
☎0980-43-6121

赤ちゃん家庭の防災

地震はいつ起こるかわかりません。妊娠中や赤ちゃんがいるときに災害が起きたときを想定しておきましょう。



事前対策が大事

非常用持出袋を用意しておきましょう！

避難する際には赤ちゃんを抱いて避難しなければなりません。実際に赤ちゃんを抱えて持てる量なのか、しっかり確認しておきましょう。また、両手が使えるようリュックにつめておきましょう。

家族で話し合いましょう！

次のことを確認！

- 防災マップやハザードマップで自宅周辺の危険箇所を把握する
- 避難する場所を決め、そこまでの避難経路をチェックする
- 災害時の家族の連絡方法を決めておく
- 家庭での役割分担を決めておく（ドアを開ける、火の始末、ブレーカーを切る、など）
- 名護市からの災害情報の入手手段を把握する

お母さん・赤ちゃん用必要グッズ

- ☑ 母子（親子）健康手帳、子ども医療証、診察券
- ☑ 紙おむつ、お尻ふき（お尻ふきは、身体も拭ける）
- ☑ 授乳関連グッズ：授乳用ケープ、ミルク、哺乳瓶、調乳用の水（日頃の授乳方法にあわせて準備）
- ☑ 離乳食 ☑ 抱っこ紐
- ☑ 靴（子どもには靴をはかせるように）
- ☑ 帽子（頭を守るもの）
- ☑ 使い慣れたおもちゃ
- ☑ 生理用品
- ☑ ガーゼ・ハンカチ
- ☑ 普段使っている薬
- ☑ 着替え（肌着、長袖、長ズボン、防寒着）

地域子育て支援センター

通園児童の親以外の子育て世帯の市民に開放しています。年間を通して季節に合わせたイベントや子育て支援講座などを行っています。

※利用日・利用時間は各施設にお問い合わせください

あしびな〜（実りの里保育園内）

📍 宮里4-5-17 ☎ 090-2191-1418

ヤッホーハウス（やまびこ保育園内）

📍 屋部1697-1 ☎ 52-3670

あい（あい保育園内）

📍 大中3-6-25 ☎ 53-7211

パンの木ルーム（銀のすず保育園内）

📍 真喜屋682 ☎ 58-2301

すだっちクラブ（すだっ保育園内）

📍 大北4-24-12 ☎ 54-2261

いっこ広場（名護市児童センター内）

📍 大南2-1-25 労働福祉センター1階 ☎ 53-3911



名護市児童センター

児童の健全育成を目的とした施設で、子どもたちが自由に来館し遊ぶ場となっています。

📍 大南2-1-25 労働福祉センター1階 ☎ 53-3911

🕒 午前10時～午後5時30分

📅 休 木曜、祝日、慰霊の日、年末年始





障がいのあるお子さんのために

重度心身障害者(児)

問 社会福祉課 障がい給付係 内線310

(1)対象者

医療保険に加入している方で次のいずれかに該当する方

- ア. 身体障害者手帳1級・2級の方
- イ. 療育手帳A1・A2の方

(2)内容

保険対象医療の自己負担額から、高額療養費及び附加給付を除いた額を助成します。

(3)助成制限

- 次のいずれかの方は助成を受けられません。
- ア 生活保護を受けている方
- イ 医療保険自己負担がない施設に入所している方
- ウ 本人、配偶者、扶養義務者のいずれかの所得が所得制限額を超える方

障害児福祉手当

問 社会福祉課 障がい給付係 内線310

(1)対象者

重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方が支給対象となります。

(2)支給制限

- 次のいずれかに該当する方は受給できません。
- ア 施設に入所している方
- イ 当該障害を支給理由とする年金を受給されている方
- ウ 本人、配偶者、扶養義務者のいずれかの所得が所得制限額を超える方

(3)支給月額(令和6年4月現在) 15,690円

特別児童扶養手当

問 社会福祉課 障がい給付係 内線310

(1)対象者

身体や精神等に一定条件に該当する障がいのある児童の父又は母、もしくは両親に代わってその児童を養育している方が支給対象となります。

(2)支給制限

- 次のいずれかに該当する場合は受給できません。
- ア 対象児童が
 - (ア)日本国内に住所がないとき
 - (イ)障害年金などの障がい支給事由とする公的年金を受けることができるとき
 - (ウ)児童福祉施設等に入所しているとき

イ 父、母又は養育者が

(ア)日本国内に住所がないとき

(イ)前年の所得が国の定める限度額を超える場合

(3)支給月額(令和6年4月現在)

- ・1級手当の児童1人につき55,350円
- ・2級手当の児童1人につき36,860円

補装具(購入・修理)費の支給

問 社会福祉課 障がい給付係 内線310

身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具(補装具)の購入・修理にかかる費用の一部を公費で負担する制度です。

(1)対象者(次に掲げるすべてを満たす方)

- ア 身体障害者手帳を所持している方または障害者総合支援法における難病患者
- イ 希望する補装具の種類に応じた対象者であること

(2)主な補装具の種類(代表例)

補聴器、車いす、姿勢保持装置、歩行器など

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

問 社会福祉課 障がい給付係 内線310

★軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児童に対して、言語の習得、コミュニケーション能力の向上及び教育等における健全な発達を支援することを目的として、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成します。

(1)対象者

- 18歳未満で次のすべてに該当する方
- ア いずれかの耳または両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと
- イ 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると身体障害者福祉法に規定する耳鼻咽喉科の指定医師から判断されていること。
- ウ 保護者若しくはその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者又は扶養義務者のいずれかの所得が所得制限額を超えていないこと。

福祉タクシー利用助成(タクシーチケット)

移動が困難な在宅の障がい者(児)が外出する際の移動に要する費用の一部を助成します。

(1)対象者

本人及び同一の世帯に属する配偶者(障害児の場合はその保護者)の申請年度分の市町村民税が非課税であり、かつ、本人が次のいずれかに該当すること。

- ア 身体障害者手帳を所持しており、その障がいが下肢機能障害又は体幹機能障害の方、視覚障害1級又は2級のいずれかである方
- イ 身体障害者手帳を所持しており、血液透析を受けている方
- ウ 療育手帳を所持しており、障害程度がA1またはA2の方

(2)助成内容

1枚500円分のタクシーチケットを年間24枚交付します。

※名護市と契約を締結している市内タクシー業者を利用する際に限ります。

地域生活支援事業

問 社会福祉課 障がい支援係 内線288 障がい給付係 内線310

地域生活支援事業

(1)相談支援事業

障がいのある方、その保護者、介助者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワーク構築を行います。

<市委託相談支援事業所>

事業所名	所在地	電話番号
NPO法人名護市障害者関係団体協議会 北部障害者生活支援センター ハーモニー	名護市字為又1220-112	☎0980-53-1116
NPO法人名護市障害者関係団体協議会 地域生活支援センター ウェーブ		☎0980-53-1173
社会福祉法人 五和会 地域生活支援事業所 うむさばる	名護市茂佐の森1-16-6	☎0980-43-8295
社会福祉法人名護市社会福祉協議会 相談支援事業所 クブル	名護市港2-1-1	☎0980-53-4142

(2)意思疎通支援事業…聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う者の派遣、視覚障害の方へは点字・声の広報を発行しています。

(3)日常生活用具の給付等事業…障害のある方等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の購入にかかる費用の一部を助成します。(用具例:たん吸引器、入浴補助具など)

対象者 身体障害者手帳の交付を受けている方又は指定された難病疾患のある方で、各用具の対象要件を満たす方

費用 原則として1割を負担することになります。

(4)移動支援事業…自立支援給付の対象とならない外出時の移動について支援を行います。屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。

ア ガイドヘルパー

対象者 肢体不自由者、知的障害者、精神障害者及び指定された難病疾患のある者であって移動支援の必要な方。

利用者負担 利用料の原則1割

イ 重度障害者移動支援事業

対象者 身体障害者手帳所持者であって下肢障害又は全身性障害者で、車いすを使用しており一般交通機関の利用が困難な方。

利用内容 運行範囲は名護市内。1日2回の利用。

利用者負担 無料

(5)地域活動支援センター事業

障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等を図ります。

ア 地域活動支援センターⅠ型委託事業所

NPO法人名護市障害者関係団体協議会地域生活支援センターウェブ

名護市字為又1220-112 ☎0980-53-1173

イ 地域活動支援センターⅡ型委託事業所

生活介護支援事業所とらいあんぐる

名護市字我部祖河1205-3 ☎0980-43-5951

ウ 地域活動支援センターⅢ型委託事業所

NPO法人 めぶいていーだ

協働作業所 めぶいていーだ

名護市字為又96-1 ☎0980-54-4938

(6)日中一時支援事業

障がいのある方の日中活動支援として、また日常的に介護している家族の就労支援や、一時的な休息などのために、事業所で預かる事業です。

(7)その他の事業

スポーツ・レクリエーション大会など

障害福祉サービス

問 社会福祉課 障がい支援係 内線288

✿障害福祉サービスと助成事業

(1)視覚障害者に対する移動支援

視覚障がい者(児)の地域における自立した生活支援を充実させるため、「同行援護」を行っています。

(2)グループホームの家賃助成

障がい者の地域移行を促進するため、グループホームの家賃の一定額を助成しています。

(3)障害児通所支援

「障害児通所支援」は、児童福祉法に基づき、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

対象者：療養の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる児童。

主なサービス

ア 児童発達支援

- ・小学校就学前までのお子さんに日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、遊びや学びを通して療育支援を提供します。

イ 放課後等デイサービス

- ・就学しているお子さん(小・中・高)に、日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、遊びや学びを通して療育支援を提供します。

ウ 保育所等訪問支援

- ・専門職員が保育所、幼稚園、小学校などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行います。



教育・保育施設一覧

問 保育・幼稚園課 指導担当 内線256 保育係 内線122、129

名護市内には下記のとおり、認可保育所をはじめとした教育・保育施設があります。
※保護者の希望や保育の必要性、児童の年齢に応じ、利用できる施設などが異なります。

名 称	所在地	電話(0980)
市立幼稚園		
羽地幼稚園	田井等601-2	58-1213
安和幼稚園	安和174	53-8929
屋部幼稚園	屋部47	52-0930
大宮幼稚園	宮里5-13-7	52-3356
名護幼稚園	大西2-2-22	52-5087
大北幼稚園	大北4-19-32	52-6240
東江幼稚園	東江1-7-21	54-1222
屋我地幼稚園	饒平名159	休園中
真喜屋幼稚園	真喜屋571	休園中
稲田幼稚園	我部祖河440-1	休園中
瀬喜田幼稚園	幸喜4-1	休園中
久辺幼稚園	豊原208	休園中
公立認定こども園		
緑園こども園	汀間122	55-8476
私立認可保育園		
東江保育園	東江1-10-24	52-2262
やまびこ保育園	屋部1697-1	52-3670
やまびこ久辺保育園	辺野古922-32	55-2301
いとし子保育園	為又285-2	52-3701
すだつ保育園	大北4-24-14	54-2261
すだつ羽地保育園	田井等601-4	58-1255
銀のすず保育園	真喜屋682	58-2301
星のしずく保育園	宇茂佐1686	52-6355
星のしずく保育園 分園NICO	宮里1-24-9	53-0125
しらかば保育園	大北3-20-3	52-5494
実りの里保育園	宮里4-5-17	53-0720
実りの森保育園	宇茂佐1966-89	43-0505
滝の子保育園	数久田829-1	53-0410
伊差川保育園	伊差川224-2	52-3452
夢が丘保育園	大西4-12-1	53-5841
聖ルカ保育園	済井出12-2	52-8547
うむさ保育園	宇茂佐110-2	53-0990
うむさ保育園分園	宮里5-11-52	52-0157
名護さくら保育園	宮里5-7-9	53-2872
あい保育園	大中3-6-25	53-7211
あい中央保育園	大中2-1-27	52-2921
太陽の子保育園	宇茂佐の森1-8-5	53-5808
まなびの保育園	屋部242-4	54-1920
風の子保育園	中山1029-9	52-1558
エレミヤ保育園	大北3-7-14	53-3006
チャイルド・リンク 保育園	為又1220-228	43-0930
あおぞらの子保育園	為又1219-297	53-2717
キリン保育園	安和83	53-8765

名 称	所在地	電話(0980)
ラ・ラ・ラ保育園	宇茂佐824-4	53-5617
大宮保育園	宮里875-19	52-3984
認定こども園		
あすなろ認定こども園	大東3-17-9-1	52-0469
あすなろ第2 認定こども園	大東3-17-9-1	52-0469
あすなろ東 認定こども園	東江2-6-9	53-0188
あすなろグレース 認定こども園	大北1-18-4	53-5055
なごうら認定こども園	屋部1716-1	54-0120
海青こども園	大西3-14-3	54-0922
名護栄光幼稚園	為又506-10	52-6988
小規模保育事業所		
ウキリ幼児園	宇茂佐458-8	59-4370
小規模保育園 みなと	宮里1-17-8	53-4411
ひまわり保育園	大中3-4-15	43-0398
明星保育園	屋部468-47	52-6100
そだちの環保育園	大南2-9-9	59-6893
サンライズキッズ 保育園名護園	大中2-7-15	050-5807- 2385
みらいじゅごん保育園	大東1-5-34	43-6903
いちごレイラニ保 育園 宇茂佐の森	宇茂佐の森 3-5-8	54-3399
なごうらキッズ園	屋部1716-3	43-9225
みらいバインッブル保育園	伊差川354	43-1932
認可外保育施設		
北部地区医師会病 院リリー保育園	宇茂佐 1710-10	53-3101
名護療育医療セン ター託児所どんぐり	宇茂佐1869	52-0957
Little Hearts プリスクール	許田610-3	080-2385- 7793
ちびっこはうす すまいる	宮里5-11-51-1	070-5278- 5089
にじいろ保育園	大東2-6-11	59-6445
株式会社カヌチャ ベイリゾート カヌチャベイリ ゾート保育園	安部156-2	55-8019
豊明保育園	屋部468-49	43-6121
居宅訪問型キズナシッター	専用アプリより問い合わせ	
私立幼稚園		
うみのほし幼稚園	大中2-3-30	52-1661



相談窓口

名護市子ども家庭センター

問 名護市子ども家庭センター ☎53-6517

(1) 児童相談

0～18歳未満のお子さんについて日頃悩んでいることを家庭児童相談員と一緒に考えます。

(2) 児童虐待相談

身体的・心理的・性的・ネグレクト(養育放棄)などの疑いがある場合は調査等対応します。

相談時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

* 平日午後5時以降及び土、日、祝祭日の連絡先
「おきなわ虐待ホットライン」

☎098-886-2900

名護警察署

☎0980-52-0110

* 危険が迫っている時は迷わず警察(110番)へ！

女性相談

問 子育て支援課 家庭支援係 内線107

配偶者からの暴力や夫婦の不和など、女性の抱えている悩みについて女性相談員と一緒に考えます。

* 一時保護や婦人保護施設への入所希望などについては、北部配偶者暴力支援センター(北部福祉事務所内)へご連絡ください。

相談時間 平日午前8時30分～午後5時15分

☎0980-52-0051

* 危険が迫っている時は迷わず警察(110番)へ！

名護市子どもサポーター

問 生活支援課 生活サポート係 内線241

子どもサポーターは、主として要保護及び準要保護世帯を支援対象としています。

子どもサポーターは、保護者との面談を通して、子ども(おおむね18歳以下)や世帯の困りごとについて一緒に考え、支援機関や制度へつなぐことを主な支援活動としています。

✿ つなぎ支援

(1) 申請の手続支援

各種申請の手続(児童扶養手当、税の申告、就学援助申請等)を確認し、窓口や電話相談、自宅訪問等の支援を行います。

(2) こどもの居場所の紹介・つなぎ支援

こどもの居場所を紹介します。

また、申請や各種手続を確認し、利用開始後、定着するまで一定期間、同行することもできます。

(3) 活動支援

不登校等の様々な悩みを持つ児童生徒に対して日中に屋内での学習をすることで、生活リズムを整えるとともに関係構築を図りながら、学校・社会への適応を促進させます。

✿ つなぎ場所(例)

- ・ 名護市子どもの家事業「子どもの家」
羽地地域 屋我地地域
名護地域 屋部地域 久志地域
- ・ 名護市学習支援教室
小学生「くにもとうやー」(大中区)
中学生「ぴゅあ」(名桜大学)
- ・ 子ども食堂
- ・ 障害児相談支援事業所

- ・ くらしと仕事の応援センター「さぼんちゅ」
生活支援課
- ・ 名護市教育研究所教育相談室
- ・ 「あけみお学級」
- ・ 名護市エコステ3R「なごころ」
制服のリユース

※上記の支援例は一部です。詳細についてはお問い合わせください。



小・中学生になったら

放課後児童クラブ

問 子育て支援課 子育て支援係 内線108

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

名護市での放課後児童健全育成事業は、下記の放課後児童クラブとなります。利用料金等や申込みについては、各施設に直接お問い合わせください。

名 称	所在地	電話(0980)
ほのぼの学童	東江1-25-8(東江公民館内)	090-1363-3756
にこにこ学童	大東1-21-23(大東区公民館内)	43-0207
さくら学童学習教室	城2-12-3(201)	52-7510
ぴっぴ学童クラブ	大東2-2-1	54-9200
にこにこ学童(大西クラブ)	大西3-8-12(大西公民館内)	090-4770-0299(比嘉) 53-1139
名護ひかり学童クラブ	大西2-2-22(名護幼稚園内)	59-5161
スマイル学童	大西4-6-1-1	53-2607
オズ学童クラブ	大南3-11-9	090-6867-9594
きらきら学童	大西5-2-38	090-3323-3979
エレミヤ学童クラブ トライ	大北3-8-4	59-6341
エレミヤ学童クラブ カルテット	大北3-7-18	52-7800
ほのぼの学童大北校	大北1-11-33	090-2857-3756
エレミヤ学童クラブ エール	大北3-8-2	59-6102
おおきた学童	大北4-19-8	59-5337
学童ちびっ子ハウス	宮里4-5-17(実りの里保育園敷地内)	53-7616
ハッピー学童	大南2-16-26(大南公民館内)	43-0415
ほほえみ学童教室	宮里6-2-9	53-1763
おおみや学童クラブ	宮里1-1-10	54-3615
やまびこCLUB	屋部45番地1	52-3670
やんぱる学童	屋部377番地	43-9958
やんぱるやぶ学童	屋部231番地5	43-7676
すずめ学童クラブ	真喜屋571番地(真喜屋幼稚園内)	43-0309
すだつ児童クラブ	田井等601番地2(羽地幼稚園内)	58-1255 (すだつ羽地保育園)
スポキッズやがじ学童クラブ	饒平名159番地(屋我地幼稚園内)	080-4684-9227
緑風学童クラブ	汀間122番地(緑風学園敷地内)	55-9306

放課後児童クラブ

小・中学生になったら

広 告

個別指導

アクシス

AXIS



宇茂佐の森校
TEL:0980-43-8991

小学生 中学生 高校生



名護市子どもの家事業

問 地域力推進課 地域人材育成係 ☎53-5428

★子どもの家とは？

「子どもの家」は放課後や土日、長期休暇中において児童が安全で安心に過ごせる「居場所」です。「地域の子どもの地域で見守り育てる」活動であり、地域の公民館や集会場、小学校の余裕教室等が拠点となります。

令和5年度実施箇所

名護地域

喜瀬、世富慶、東江小、大東、名護小、大中（長期休暇中）、大北、名護団地、大宮高層、宮里（長期休暇中）

屋部地域

屋部小、宇茂佐（長期休暇中）、屋部（長期休暇中）、宇茂佐高層

屋我地地域

実施箇所なし

羽地地域

稲田小

久志地域

瀬高、大浦（長期休暇中）

★子どもの家（集会場・公民館）の決まり

時 間 各「子どもの家」で1日3時間以内設定とします。

- ・事故及び過失の責任は負えません。（保護者の責任とします）
- ・怪我に関しては、保険の範囲内での対応となります。

★保険について

「子どもの家加入申込書」を提出した者については、市民総合賠償保障保険適応となります。但し、保障の範囲が限られているため、もしもの事故に備えて、スポーツ安全保険への加入を推奨しています。（保険料：年間800円は自己負担となります）

★入所の手続き

各子どもの家で「子どもの家加入申込書」にご記入、ご提出ください。

家庭教育支援事業

問 学校教育課 学校支援係 内線379

家庭教育に関する保護者の学びの機会として、交流会や講座を行っています。

また、家庭教育支援チームとして仲間づくりを通して地域で活動することもできます。

詳しくは、学校から都度配布されるチラシをご覧ください。

コミュニティ・スクール

問 学校教育課 学校支援係 内線379

★地域とともにある学校づくり

保護者や地域住民の皆さんが学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」といいます。地域とともにある学校として、保護者・地域住民の皆さんと教職員が、学校の教育ビジョンや課題を共有し、ともに知恵を出し合いながら、教育活動の充実と学校や地域課題の解決につなげていく取り組みです。

学校給食事業（給食費無償化）

問 教育委員会総務課 学校給食係 内線130

食に関する正しい理解と望ましい食習慣を養い、また、保護者等の経済的負担を軽減することを目的に、教育活動の一環である学校給食の無償化を実施しています。（市立幼稚園、小中学校に通う園児・児童・生徒並びに本市に住所を有する県立桜中学校に在籍している生徒が対象）

小中学校の転校手続き

問 学校教育課 学務係 ☎53-1212(内線381)

★市内に転入する場合

- (1) 市役所市民課にて住民票の異動手続きを行う
 - (2) 市民課にて発行された「転入学通知書(控)」を教育委員会へ提出する
 - (3) 教育委員会学校教育課学務係で転入先校、転入日の記入・確認等を済ませる
 - (4) 前籍校でもらった「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」、「転入学通知書」を指定された学校へ提出する
- 小中学校通学区域は市ホームページで公開しています

★市外へ転出する場合

- (1) 市役所市民課にて転出の手続を行う
- (2) 市民課で発行された「転学通知書(控)」を教育委員会へ提出する
- (3) 教育委員会学校教育課学務係で転学校と転学日の確認、学校給食係で給食費の支払い状況等を確認する

- (4) 「転学通知書」を在籍していた学校へ提出し、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を発行してもらう
- (5) 「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を転出先の教育委員会へ提出する

★市内で転居する場合

- (1) 市役所市民課にて転居の手続を行う
- (2) 市民課で発行された「転学通知書(控)」と「転入学通知書(控)」を教育委員会へ提出し、転入先校、転入日の記入・確認等を行う
- (3) 「転学通知書」を在籍していた学校へ提出し、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を発行してもらう
- (4) 「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」、「転入学通知書」を転入予定校へ提出する

就学援助制度(要保護・準要保護)

問 学校教育課 学務係 ☎53-1212(内線381)

★制度の目的

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ります。

	要保護	準要保護
対象者	現在、生活保護を受けている者	下記のいずれかに該当し、要保護者に準ずる程度に経済的に困窮している者 (1)生活保護の停止又は廃止の措置を受けた者 (2)非課税世帯 (3)その他教育長が就学援助を行う必要があると認める者
費目	(1)修学旅行費 (2)医療費(学校保健安全法第24条に定める疾病に係る医療費) ※費目によって限度額があります。	(1)学用品費等(学用品、通学用品、新入学児童生徒学用品、遠距離通学費、修学旅行及び校外活動費) (2)医療費(学校保健安全法第24条に定める疾病に係る医療費) ※費目によって限度額があります。
申請方法	学校を通じて申請書を提出してください。	学校を通じて必要書類を提出してください。小学校と中学校の兄弟姉妹で申請をする場合はそれぞれの学校に申請が必要になります。教育委員会が申請書類等を審査し、認定することになります。

特別支援教育就学奨励制度

問 学校教育課 学務係 ☎53-1212(内線381)

★制度の目的

小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒をもつ保護者の経済的負担の軽減を目的とし、学用品費等を援助する制度です。

★対象者

市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者で、受給を希望される方。ただし、他の就学援助(準要保護等)を受けている場合は受給できません。

★費目

(1)学用品費等

学用品、通学用品、新入学児童生徒学用品、修学旅行及び校外活動費

★申請方法

受給を希望する方も受給を辞退する方も、特別支援学級に在籍する保護者は全員、小中学校を通じて書類を提出していただきます。

小中一貫教育校

問 学校教育課 学務係 ☎53-1212(内線381)

★市内の小中一貫教育校

緑風学園

所在地 名護市字汀間122番地 ☎(0980)55-8113

屋我地ひるぎ学園

所在地 名護市字饒平名159番地 ☎(0980)52-8162

★募集期間

毎年2月頃に募集期間を設けます。市外からの転入者については、随時受付可能です。

★市内全域から通学が可能です

小中一貫教育校の特色ある教育環境の中で子どもを学ばせたい、学びたいという保護者及び児童生徒に対し、一定の条件のもと市内全域から小中一貫教育校への入学及び転学を認めています。

指定学校変更について

問 学校教育課 学務係 ☎53-1212(内線381)

★「指定学校」とは

名護市教育委員会では、それぞれの学校ごとに通学区域を設定し、児童生徒の住所によって就学すべき学校を指定しています。この指定された学校を「指定学校」といいます。



★「指定学校変更」とは

下記の条件にあると教育委員会が認めた場合、指定学校以外の学校に通学することができる制度です。

区分	許可条件	対象学年	許可期限	必要書類
(1) 留守家庭	・両親共働きのため、放課後、親戚等に預ける場合	小学校 全学年	その理由の 存する期間	・親戚・学童等の承諾書 ・勤務証明書
(2) 市内転居	・学期学年途中で住所変更による 場合	全学年	卒業まで	
(3) 転居予定	・建築中で入居が確実な場合 ・公営市営住宅等への入居が確実 な場合	全学年	当該年度ま で	・建築確認申請書(新築) ・売買契約書(分譲) ・物件引渡証明書(売買) ・賃貸借証明書(借家等) 上記の写しいずれか一通
(4) 指定校 変更児童 の中学校 入学	・指定学校変更が許可された児童 が、中学校入学の際、在学する小 学校区の中学校を希望する場合	中学校 入学時	卒業まで	
(5) 部活動	・指定学校に希望する部活動がなく、 その部活動がある中学校を希望 する場合	中学校 入学時	卒業まで	・誓約書
(6) 兄弟関係	・指定学校変更が許可された児童 生徒の兄弟で、同じ学校への通学 を希望する場合	全学年	卒業まで	
(7) 調整区域	・校区見直しが予想される場合	全学年	卒業まで	
(8) 小規模校 への指定 校変更	・小規模の学校へ通学を希望する 場合 ○小規模校:現年度において各学年 の学級数が1クラス以 下の学校 ※ただし、名護市立小中一貫教育校 の「屋我地ひるぎ学園」「緑風学 園」は除く。	小学校 全学年	卒業まで	
(9) その他	・教育長が教育的配慮と認めた場 合(いじめ・不登校・心身の故障 等、その他複合的な理由)	全学年	その理由の 存する期間	・校長の意見書 ・医師の診断書(写し可) (必要に応じて求める)

上記のいずれかの条件を満たしており、指定学校の変更申請をする場合は、指定学校変更申請書を記入の上、教育委員会学校教育課まで提出をお願いします。

※許可基準によっては、指定学校変更申請書の他に提出書類が必要な場合があります。

あけみお学級

問 あけみお学級 ☎54-5111

不登校児童生徒に対して、個々の状態に適切な体験活動や学習活動、教育相談等の支援や指導を行うことにより、児童生徒の自立心を高め、社会性を身につけさせることで学校生活への適応を図り、登校復帰の支援を行います。

教育相談室

問 教育相談室 ☎53-3187

教育相談室では、市内の児童生徒及び父母、教師や市民の皆様方の教育上の問題や悩みについて相談に応じています。

県外派遣補助事業

問 (教)総務課 内線132

名護市に所在する小学校及び中学校の児童生徒等並びに名護市に所在する県立高等学校及び高等専門学校の生徒又は、名護市に住所を有する児童生徒が運動競技会又は文化関係大会に参加するため、県外又は県内の離島に派遣される場合、又は友好都市交流事業に派遣される場合において費用の一部を補助します。

児童生徒の県外派遣等補助金について

ホームページURL <https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2019042600053/>



小・中学生になったら

中学校を卒業した方へ

名護市育英会・給付型奨学金について

問 (教)総務課 内線132

✿名護市育英会について

名護市育英会は、大学等への経済的理由による就学困難な者に対して就学上必要な育英資金(入学準備金・奨学金)を貸与し、人材を育成することを目的としています。

入学準備金 募集期間 6月 貸与時期 入学前

奨学金 募集期間 2月 貸与時期 毎月15日

対象者

- (1)日本国籍を有し名護市内に1年以上住所を有する者の子弟であること。
- (2)高等専門学校(第4・5学年及び専攻科)・専修学校(専門課程)・短期大学・大学・大学院に進学又は在学习し、経済的理由により修学困難であること。
- (3)学業、操行ともに優秀であること(成績評定3.0以上)。
- (4)同種の奨学金の貸付けを受けていないこと。

✿名護市給付型奨学金

名護市給付型奨学金は、経済的理由により、高等教育機関への進学を断念することなく、平等に教育を受ける機会を支援し、名護市への郷土愛と生まれ育った地域へ貢献する心を醸成するとともに、優秀な人材を育成することを目的として、奨学金の給付を行います。

対象者

- (1)家計支持者が名護市に1年以上住所を有していること。
- (2)高等学校又は高等専門学校に在学し、次年度、学校教育法に規定する大学(6年制を含む)、短期大学、高等専門学校の第4学年又は専修学校の専門課程(専門学校)に進学予定であること。
- (3)名護市の所得基準を満たしていること。
- (4)学業、操行ともに優秀で、在籍している学校の学校長の推薦を受けていること(成績評定4.0以上)。
- (5)郷土愛と生まれ育った地域へ貢献する意気込みを有していること。

募集期間 6～7月 貸与時期 毎月25日

ホームページURL(給付型奨学金)

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2022060100085/>

ホームページURL(育英会奨学金)

<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2023011800023/>



名護療育医療センター附属 育ちのクリニック



診療科目 小児科

受付時間	月	火	水	木	金	土
午前 8:45～11:45	●	●	●	●	●	●
午後 3:00～ 4:45	●	●	●	●	●	●

休診日 日曜・祝日
木曜午後・土曜午後

※午後 2:00～3:00 は
予防接種(予約制)になっております

名護市大東2丁目23-30

☎0980-53-3366



名護市病児保育事業

ばんび2_{2階} [育ちのクリニック]



- 〈対象者〉 名護市に住む生後6か月から小学校3年生までのお子さん
※名護市へ事前登録が必要です
- 〈利用日〉 月曜日～土曜日
- 〈利用時間〉 ※利用時間に変更がございます
初回利用：外来受付後～18:00 (外来受付 8:45～)
継続利用：8:00～18:00 (土曜日は17:00まで)
☆世帯の市民税課税状況により5段階
(1日あたり 無料・¥500・¥1,000・¥1,500・¥2,000)
☆食費¥400 (おやつ1回分含む)
(弁当・おやつ持参の場合、食費は不要です。)

○新型コロナ・インフルエンザ・はしか・RS・アデノウイルス・ノロウイルス・ヒトメタニューモ等は、
感染力が強いので、感染を広げる可能性がある間はお預かりできません。
○3か月以内に熱性けいれんの既往歴がある方はご利用できません。

電子申請の登録はこちらから

原則、電子申請で事前に登録してください
(※登録は毎年9月に更新です)



前日または
当日に要予約

ばんび・ばんび2 予約用

☎0980-52-5811

いつでも！誰でも！どこからでも！



名護市 子育てガイドブック

電子ブック案内



令和6年12月
より公開

電子ブックはこんなときに活用できます



外出中に子どもが
発熱して困った…どうしよう



初めての妊娠で手続きや
支援制度がわからない



カレンダー形式の
手続き一覧はないかしら？



次の遊び場は
どこにしようかと悩んだら



冊子が見つからないから
電子ブックで読みたい

ブックマークは
こちらから



こんな便利機能もあります



目次から知りたい情報に
ワンタッチで移動



細かい文字は
拡大して表示できる



再読したいページには
しおりを挿入



気になった内容には
メモ機能で書き足し